

# 定 款

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク

# 一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク

## 定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本意思決定支援ネットワークと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を新潟県佐渡市上新穂646番地9に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、障害のあるなしにかかわらず、誰もが、自信と誇りをもって、expressed wish（表出された意思、心からの希望）に基づく意思決定とその人らしい人生の可能性を追求できる社会づくりを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など様々な事柄に関する意思決定を行う上で支援が必要とされる方に対する実践的意思決定支援モデルの開発事業
2. 実践的意思決定支援モデルの普及及び啓発事業
3. 実践的意思決定支援モデルの実践及び検証事業
4. 意思決定支援における評価指標の開発事業
5. 国内外における意思決定支援モデルの調査及び研究事業
6. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

### 第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 当法人は、当法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により当法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 当法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員は、社員総会において別に定める額の年会費を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

#### 第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の理事がこれを招集する。

- 2 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各社員に対して招集通知を発するものとする。
- 3 前項にかかわらず、社員総会は、社員全員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権行使の場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。
- 4 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

- 2 社員又はその法定代理人は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社

員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 前2項にかかわらず、社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した理事が記名押印する。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第26条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、代表理事がこれを招集し、会日の5日前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第32条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の制限)

第33条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 基金

(基金)

第34条 当法人は、基金を引き受ける者を募集することができる。

- 2 抛出された基金は、基金の抛出者と合意した期日まで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第36条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。



附 則

- 1 当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成30年3月31日までとする。
- 2 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりである。

設立時社員	住所
名川 勝	千葉県柏市緑ヶ丘18番5号
水島俊彦	青森県八戸市北白山台四丁目10番19号 エレガンテ・ヴィラ101
小杉弘子	東京都八王子市元八王子町2丁目3332番地6
森地 徹	茨城県つくば市観音台1丁目14番地5 カリダーデB 102
本間奈美	新潟県佐渡市上新穂645番地
- 3 当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、以下のとおりとする。

設立時理事 千葉県柏市緑ヶ丘18番5号  
名川 勝

設立時理事 青森県八戸市北白山台四丁目10番19号  
エレガンテ・ヴィラ101  
水島俊彦

設立時理事 東京都八王子市元八王子町2丁目3332番地6  
小杉弘子

設立時理事 茨城県つくば市観音台1丁目14番地5  
カリダーデB 102  
森地 徹

設立時理事 新潟県佐渡市上新穂645番地  
本間奈美

設立時監事 東京都目黒区中目黒2丁目3番13-508号  
中目黒第2住宅  
野村真美

設立時代表理事 千葉県柏市緑ヶ丘18番5号  
名川 勝

4 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人日本意思決定支援ネットワークを設立するため、設立時社員名川勝ほか4名の定款作成代理人である司法書士野村真美は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成29年12月21日

設立時社員 名川 勝  
設立時社員 水島俊彦  
設立時社員 小杉弘子  
設立時社員 森地 徹  
設立時社員 本間奈美

上記設立時社員の定款作成代理人  
司法書士 野 村 真 美